

東大阪市子ども・子育て会議（第7回）

会 議 次 第

平成26年4月24日(木)
午前9時30分から11時30分
総合庁舎18階 大会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 平成26年度の子ども・子育て会議等のスケジュールについて【資料1】

(2) 必要見込み量・圏域の設定について【資料2】

(3) 留守家庭児童育成クラブについて【資料3】

(4) 子ども・子育て支援事業計骨子案について【資料4】

(5) パブリックコメント・条例案について【資料5】

3. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	小学校児童保護者	阿部 美枝
2	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
3	子育てサークル等代表者	小田 美亜
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美
6	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
7	東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子
8	東大阪市私立保育会会長	高山 昌弘
9	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
11	保育所保護者	中泉 あゆみ
12	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	平川 康熙
14	東大阪市立小学校長会役員	景山 雅雄
15	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	藤井 教之
16	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子
17	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子
18	幼稚園保護者	森内 庸介
19	認可外保育施設代表者	八木 教雄
20	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

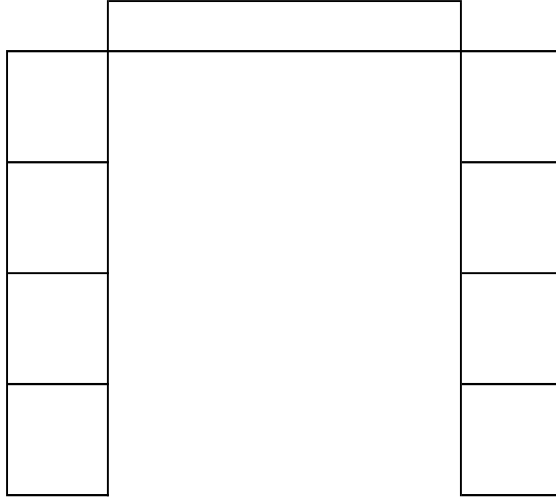
東大阪市子ども・子育て会議（第7回） 配席表

入口

関川会長

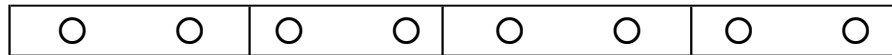
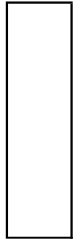


中泉委員
平川委員
古川委員
松葉委員
森内委員
八木委員
吉岡委員

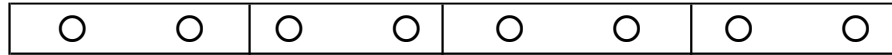


阿部委員
小田委員
千谷委員
高山委員
竹村委員
藤井教之委員
中西委員

傍
聴
席



学校管理部長
出口
子どもすこやか部長
教育次長
南谷
副市長
立花
社会教育部長
川崎
青少年スポーツ室長
安永
学校管理部次長
保育室長
寺岡



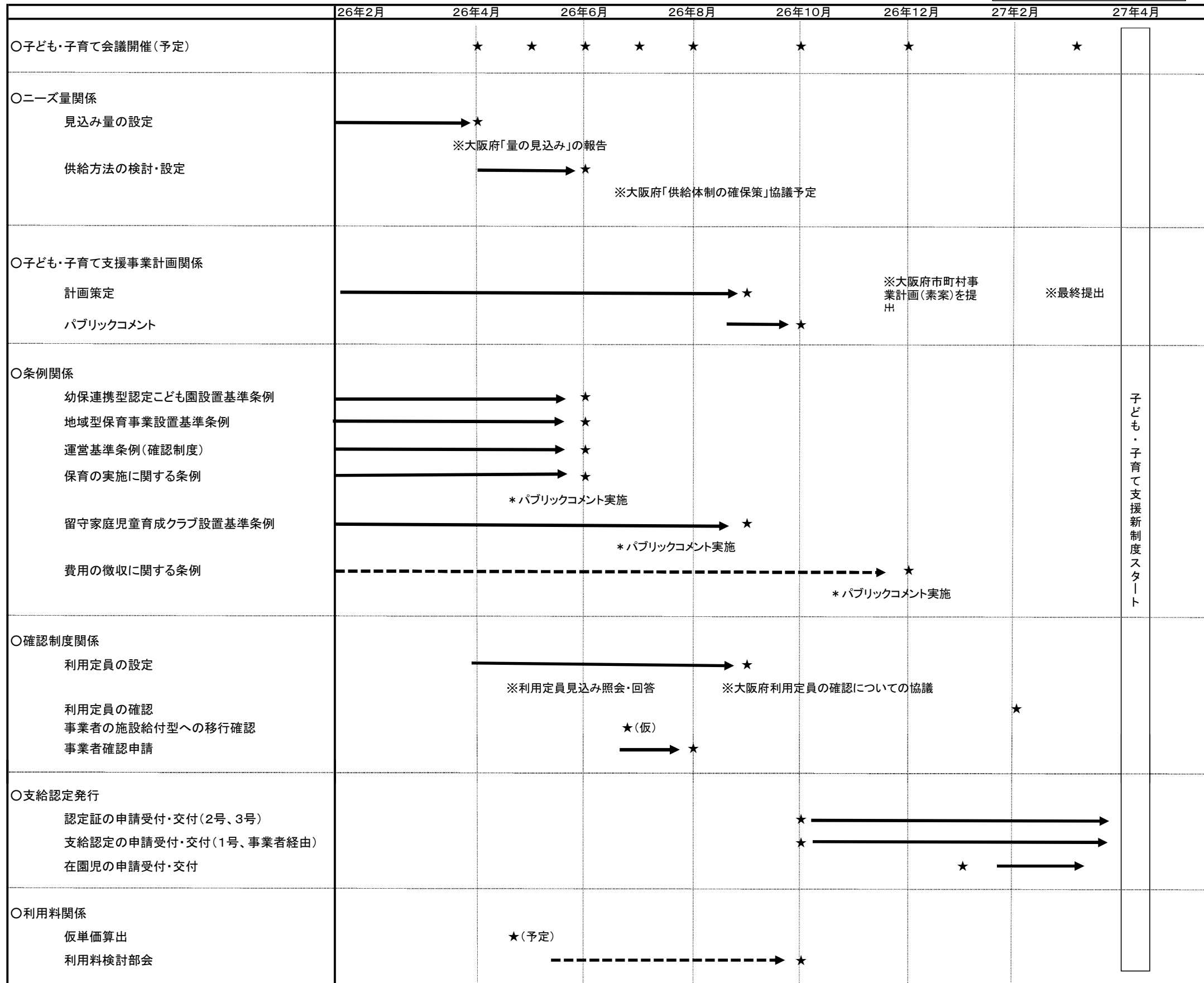
地域社会研究所
健康づくり課長
山本
子どもすこやか部次長
川西
子ども家庭課長
菊地
保育課長
堀ノ内
新制度準備課長
関谷
学事課長
松田

第7回子ども・子育て会議 資料一覧

- 資料1 子ども・子育て支援新制度関係 平成26年度スケジュールのイメージ
- 資料2-1 教育・保育提供区域の設定について
- 資料2-2 教育・保育必要見込み量の精査について
- 資料2-3 平成27年度から平成31年度における 教育・保育ニーズ量（市域全体）
- 資料2-4 教育・保育校区別必要見込み量
- 資料2-5 平成27年度から平成31年度における 地域子育て支援事業 見込み量（市域全体）
- 資料2-6 地域子育て支援事業 校区別見込み量
- 資料3 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（仮称）
- 資料4 東大阪市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～
- 資料5-1 パブリックコメント資料
- 資料5-2 東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
- 資料5-3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
- 資料5-4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める（案）

子ども・子育て支援新制度関係 平成26年度スケジュールのイメージ

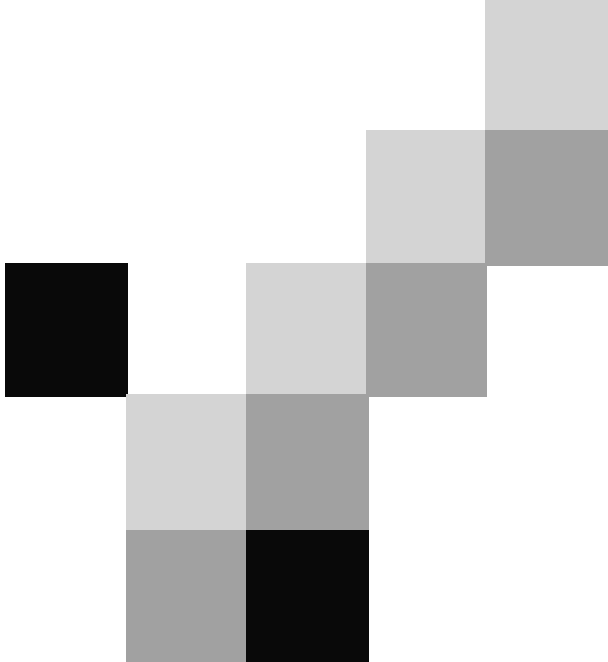
資料1 第7回子ども・子育て会議



子ども・子育て支援新制度スタート

資料2-1

第7回子ども・子育て



教育・保育提供区域 の設定について

平成26年4月24日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

教育・保育提供区域の設定について

■ 教育・保育提供区域とは

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して、小学校区・中学校区・行政区単位等地域の实情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。

◎ 区域について

原則：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて
共通の区域設定

→教育・保育と地域子ども・子育て支援事業とで実態が異なる場合は
区分または事業ごとに設定することが可能

⇒本市においても、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業
の提供区域を設定する必要がある。



教育・保育提供区域の設定(案)

(1)教育・保育提供施設

- ①リージョンごとの7地域
- ②中学校区の26地域

【対応方針案】

利用実績把握等については②の中学校区とし、整備にあたっては①の7リージョンを基準としてはどうか

(2)地域子育て支援事業

- ・原則:市域全体で一つの区域とする

【対応方針案】

上記を本市の基準としてはどうか

教育・保育必要見込み量の精査について

国のワークシートに基づき、実施したニーズ調査からニーズ量を算出したものを第 5 回の子ども・子育て会議および第 6 回の子ども・子育て会議において提示をした。

○ 3 号認定のニーズ量について

3 号認定の対象となるニーズ量については、特に 0 歳児において保育所の入所申し込みから計算される未入所児童数と比較しても乖離をしていることから、精査を行った。

1・2 歳児については、未入所児童数との乖離が少なく、また育児休暇の取得も 0 歳の取得と比べて少ないことから、ニーズ調査に基づく数値を採用する。

【ニーズ調査結果に基づく 必要見込み量（平成 27 年度認可定員ベース）】

0 歳児	8 1 1 人
1・2 歳児	5 2 5 人

【市内保育所未入所児童数（平成 25 年度）】

0 歳児	1 6 2 人
1・2 歳児	4 4 1 人

【取得期間別育児休業後復職割合（出典：厚生労働省 雇用均等基本調査平成 24 年度分）】

0 歳～1 歳未満	7 0 . 2 %
1 歳～2 歳未満	2 7 . 3 %
2 歳～3 歳未満	1 . 6 %
その他	1 . 0 %

ニーズ調査においては、育児休業を現在取得している方についても、希望があればニーズ量として算出がなされている。しかしながら、育児休業を現在取得している方については、直ちに保育をする必要がないこと、また復帰をするにあたっては、上位の年齢区分に既にそのニーズが含まれていると考えられることから、0 歳児において当該者数をニーズから差し引く。

○1号・2号認定のニーズ量について

ニーズ量の算出にあたり、国のワークシートに以下のとおり記載がある

なお、(1) 1号認定(認定こども園及び幼稚園)、(2) 2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)及び(3) 2号認定(認定こども園及び保育所)の数は、現在幼稚園又は認可保育所(※)を利用している自市町村に居住する3-5歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

※地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

本市のニーズ調査においても、1号・2号認定のニーズ量が現在の利用者を下回っていることから補正が必要となると考えられる。単純に、現在の利用者をニーズと置き換える。

3号認定は、ニーズ量が現在の利用者を上回っている。

平成27年度から平成31年度における 教育・保育ニーズ量(市域全体)

資料2-3
第7回子ども・子育て

平成27年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	10,479人	10,479人	10,479人	3,187人	6,514人
需要量	6,311人	4,580人	865人	733人	2,597人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,349人	351人	865人	233人	519人

平成28年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	10,229人	10,229人	10,229人	3,100人	6,357人
需要量	6,160人	4,471人	844人	713人	2,534人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,500人	242人	844人	213人	456人

平成29年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	10,040人	10,040人	10,040人	3,064人	6,282人
需要量	6,046人	4,388人	829人	705人	2,504人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,614人	159人	829人	205人	426人

平成30年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	9,851人	9,851人	9,851人	3,029人	6,209人
需要量	5,932人	4,305人	813人	697人	2,475人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,728人	76人	813人	197人	397人

平成31年度 教育・保育 必要見込み量

	1号(3歳～5歳) 教育標準時間 【認定子ども園・幼稚園】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)】	2号(3歳～5歳) 保育認定 【幼稚園】 ※保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い方	3号(0歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】	3号(1・2歳) 保育認定 【認定子ども園・保育所(園)等】
推計児童数	9,660人	9,660人	9,660人	2,992人	6,135人
需要量	5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	▲ 3,843人	▲ 7人	797人	188人	368人

教育・保育校区別必要見込み量(平成31年度)

中学校区	学校番号	リージョン	3号										1号					2号																								
			0歳					1・2歳					幼稚園					幼稚園利用希望					3・4・5歳																			
			ニーズ量	市域換算	供給量(計)	必要見込み量	市域換算リージョン	ニーズ量	市域換算	供給量(計)	必要見込み量	市域換算リージョン	ニーズ量	市域換算	供給量(計)	必要見込み量	市域換算リージョン	ニーズ量	市域換算	供給量	必要見込み量	市域換算リージョン	ニーズ量	供給量(公立)		供給量(私立)		供給量(計)	市域換算	供給量(計)	必要見込み量	市域換算リージョン										
																								公立3歳	私立3歳	公立4歳	私立4歳						公立5歳	私立5歳								
石切	3	A	41	38	24	14			31	113	112	84	28		51	255	325	840	-515		-422	57	59	59		99	144	23	28	24	31	24	32	187	162	25		122				
孔舎衛	6		26	24	7	17				65	64	41	23			238	303	210	93			40	40	40			130		24	24		24	169	72	97							
縄手	1	B	12	11	9	2			23	56	55	27	28		96	71	91	-	91			8	8	8		102	84		18		18		18	109	54	55		-11				
枚岡	2		25	24	23	1				135	134	140	-6				270	344	280	64			35	35	35				131	18	77	20	80	21	81	170	297		-127			
縄手北	4		27	25	15	10				68	67	45	22				126	161	490	-329			27	27	27				59		28		31		31	77	90		-13			
池島	5		26	24	9	15				68	67	39	28				104	133	350	-217			6	6	6				109		24		24		24	142	72		70			
縄手南	7		14	13	18	-5				90	89	65	24				136	173	590	-417			26	26	26				124	23	25	24	30	24	31	161	157		4			
盾津	8	C	90	82	61	21			38	187	186	234	-48		-13	406	517	900	-383			100	102	102		174	327	29	117	30	124	30	125	424	455	-31		10				
盾津東	12		44	41	24	17				130	129	94	35				259	330	175	155			70	72	72				125		35		42		44	162	121		41			
玉川	9	D	43	40	16	24			19	109	108	75	33		48	226	288	210	78			23	23	23		85	163	18	38	20	40	21	30	212	167	45		-76				
英田	10		29	27	42	-15				171	169	168	1				338	431	490	-59			29	29	29				191	30	84	30	104	30	112	247	390		-143			
花園	11		25	23	19	4				79	78	105	-27				192	245	490	-245			17	17	17				122		66		70		70	158	206		-48			
若江	13		13	12	6	6				82	81	40	41				197	251	140	111			16	16	16				103		20		22		22	134	64		70			
楠根	20	E	26	24	35	-11			-11	158	156	144	12		12	244	311	675	-364			64	66	66		66	183	23	69	26	78	26	79	238	301	-63		-63				
長栄	14		23	21	16	5				102	101	44	57				194	247	345	-98			40	40	40				87	30		30		30		113	90		23			
新喜多	15	F	58	54	16	38			89	116	115	73	42		135	205	261	765	-504			38	38	38		202	115		52		64		65	149	181	-32		45				
俊徳	18		4	4	3	1				39	39	15	24				51	65	255	-190			13	13	13				64		10		10		12	83	32		51			
意岐部	21		58	54	33	21				67	66	104	-38				133	170	140	30			25	25	25				114	41	21	44	21	45	21	148	193		-45			
高井田	22		32	30	20	10				93	92	86	6				138	176	570	-394			48	49	49				109		48		48		48	142	144		-2			
小阪	23		30	28	14	14				120	119	75	44				178	227	520	-293			37	37	37				178		51		64		66	231	181		50			
金岡	16		9	8	24	-16				38	38	82	-44				66	84	570	-486			16	16	16				78	53		55		56		101	164		-63			
太平寺	17	G	17	16	17	-1			-1	47	47	78	-31		39	50	64	95	-31			12	12	12		69	68		47		54		54	88	155	-67		-34				
上小阪	19		30	27	15	12				109	108	78	30				177	226	280	-54			13	13	13				150		48		49		50	195	147		48			
長瀬	24		12	11	16	-5				82	81	44	37				112	143	-	143			7	7	7				86	30		30		30		112	90		22			
弥刀	25		20	19	9	10				76	75	44	31				128	163	140	23			21	21	21				90	12	22	16	29	18	30	117	127		-10			
柏田	26		9	8	9	-1				71	70	54	16				69	88	140	-52			-	0	0					118		36		20		61	153		117	36		
合計				743	688	500	188			188	2,471	2,446	2,078	368			368	4,563	5,817	9,660	-3,843		-3,843	788	797		-	797	797	3,252	330	988	349	1,077	355	1,130	4,222		4,229	-7		-7

平成27年度から平成31年度における 地域子育て支援事業 見込み量(市域全体)

資料2-5
第7回子ども・子育て

		①時間外保育事業 (人)	②放課後児童健全育成事業(小学生) (人)	③子育て短期支援事業(ショートステイ) (人日)	④地域子育て支援拠点事業(人回)	⑤幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)(人日)	⑥2号認定による定期的な幼稚園の預かり保育利用(人日)	⑦それ以外の一時預かり(人日)	⑧病児病後児保育、ファミリーサポート・センター(病児・病後児)(人日)	⑨子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) *就学後の子どもの預かり先(人日)	⑩乳幼児家庭全戸訪問事業(人)	⑪養育支援訪問事業(人)	⑫妊婦健診(人回)	⑬利用者支援
H27	推計児童数	20,180	11,424(低学年) 12,651(高学年)	20,180	9,701	10,479	10,479	20,180	20,180	低学年:11,424 高学年:12,651				
	需要量	1,887	2,792人(低学年) 1,584人(高学年)	1,644	77,233	52,508	211,719	136,162	25,232	低学年:8,273 高学年:4,574 合計:12,847				3
	供給量	1,872	2703人 ※H25.5 在籍児童数	1,200	84,767	52,508		18,718	4,320	1,195				3
	見込み量	15	1,673人	444 (1.5か所)	-7,534 (リージョン)8025	0	教育・保育施設で計上するため0	117,444 (816人)	14,629 (60人)	11,652	3,200	50	45,000	0
H28	推計児童数	19,686	11,064(低学年) 12,282(高学年)	19,686	9,457	10,229	10,229	19,686	19,686	低学年:11,064 高学年:12,282				
	需要量	1,840	2,704人(低学年) 1,538人(高学年)	1,604	75,268	51,255	206,668	132,796	24,614	低学年:8,013 高学年:4,440 合計:12,453				
	供給量	1,872	2703人 ※H25.5 在籍児童数	1,200	84,767	51,255		18,718	4,320	1,195				
	見込み量	(32)	1,539人	404 (1.5か所)	-7465 リージョン(7329)	0	教育・保育施設で計上するため0	114,078 (792人)	14,165 (59人)	11,258	3,100	50	45,000	
H29	推計児童数	19,386	10,711(低学年) 11,915(高学年)	19,386	9,436	10,040	10,040	19,386	19,386	低学年:10,711 高学年:11,915				
	需要量	1,812	2,618人(低学年) 1,492人(高学年)	1,579	74,412	50,308	202,850	130,938	24,239	低学年:7,757 高学年:4,308 合計:12,065				
	供給量	1,872	2703人 ※H25.5 在籍児童数	1,200	84,767	50,308		18,718	4,320	1,195				
	見込み量	(60)	1,407人	379 (1.2か所)	-6964 リージョン(7013)	0	教育・保育施設で計上するため0	112,220 (779人)	13,883 (57人)	10,807	3,000	50	45,000	
H30	推計児童数	19,089	10,358(低学年) 11,549(高学年)	19,089	9,238	9,851	9,851	19,089	19,089	低学年:10,358 高学年:11,549				
	需要量	1,785	2,532人(低学年) 1,446人(高学年)	1,555	73,548	49,361	199,031	129,108	23,868	低学年:7,501 高学年:4,175 合計:11,676				
	供給量	1,872	2703人 ※H25.5 在籍児童数	1,200	84,767	49,361		18,718	4,320	1,195				
	見込み量	(87)	1,275人	355 (1.1か所)	-6641 リージョン(6704)	0	教育・保育施設で計上するため0	110,390 (767人)	13,604 (57人)	10,481	3,000	50	45,000	
H31	推計児童数	18,787	10,002(低学年) 11,181(高学年)	18,787	9,127	9,660	9,660	18,787	18,787	低学年:10,002 高学年:11,181				
	需要量	1,756	2,445人(低学年) 1,400人(高学年)	1,531	72,660	48,404	195,172	127,242	23,490	低学年:7,244 高学年:4,042 合計:11,286				
	供給量	1,872	2703人 ※H25.5 在籍児童数	1,200	84,767	48,404		18,718	4,320	1,195				
	見込み量	(116)	1,142人	331 (1.1か所)	-6342 リージョン(6383)	0	教育・保育施設で計上するため0	108,524 (754人)	13,320 (56人)	10,091	3,000	50	45,000	

地域子育て支援事業 校区別見込み量

資料2-6
第7回子ども・子育て

延長保育

中学校区		平成27年				平成28年				平成29年				平成30年				平成31年														
		需要量	供給量	見込み量	差	需要量	供給量	見込み量	差	需要量	供給量	見込み量	差	需要量	供給量	見込み量	差	需要量	供給量	見込み量	差											
石切	A	115	170	82	33	112	82	30	65	110	82	28	60	109	82	27	60	107	158	82	25	57										
		55	19	101	36	69	166	19	101	30	65	163	19	101	34	62	52	161	19	101	33	60	51	158	19	101	32	57				
孔舎衛		55	18	37	54	18	36	53	18	35	52	18	34	52	18	34	52	18	34	52	18	34	52	18	34	52	18	34				
		101	188	-87	98	188	-90	97	188	-91	95	188	-93	94	188	-93	94	188	-93	94	188	-93	94	188	-93	94	188	-93	94			
細手	B	38	316	27	324	11	-8	37	309	27	324	10	-15	36	304	27	324	9	-20	36	300	27	324	9	-25	35	295	27	324	8	-30	
		57	26	31	56	26	30	55	26	29	54	26	28	53	26	27	52	26	26	28	53	26	26	27	26	27	26	27	26	27		
池島		65	65	0	63	65	-2	62	65	-3	62	65	-4	61	65	-5	60	65	-6	60	65	-6	60	65	-6	60	65	-6	60			
		183	260	233	258	-50	2	178	254	233	258	-55	-4	175	250	233	258	-58	-8	173	246	233	258	-60	-12	170	242	233	258	-63	-16	
盾津	C	78	25	53	76	25	51	75	25	50	74	25	49	73	25	48	72	25	47	71	25	46	70	25	45	69	25	44	68	25	43	
		100	99	1	97	99	-2	96	99	-3	94	99	-5	92	99	-5	92	99	-5	92	99	-5	92	99	-5	92	99	-5	92	99	-5	92
玉川	D	85	155	-70	83	155	-72	81	155	-74	80	155	-75	79	155	-75	79	155	-75	79	155	-75	79	155	-75	79	155	-75	79	155	-75	79
		63	81	-18	61	81	-20	60	81	-21	59	81	-22	58	81	-22	58	81	-22	58	81	-22	58	81	-22	58	81	-22	58	81	-22	58
花園		59	48	11	56	48	8	57	48	9	56	48	8	55	48	7	54	48	6	53	48	5	52	48	4	51	48	3	50	48	2	49
		91	91	165	165	-74	-74	89	89	165	165	-76	-76	87	87	165	165	-78	-78	86	86	165	165	-79	-79	84	84	165	165	-81	-81	
楠根	E	84	29	55	82	29	53	81	29	52	80	29	51	79	29	50	78	29	49	77	29	48	76	29	47	75	29	46	74	29	45	
		88	55	33	86	55	31	85	55	30	84	55	29	83	55	28	82	55	27	81	55	26	80	55	25	79	55	24	78	55	23	77
長栄	F	49	4	45	48	4	44	47	4	43	46	4	42	45	4	41	44	4	40	43	4	39	42	4	38	41	4	37	40	4	36	
		64	90	-26	62	90	-28	61	90	-29	60	90	-30	59	90	-30	58	90	-30	57	90	-30	56	90	-30	55	90	-30	54	90	-30	53
意岐部		76	35	41	74	35	39	73	35	38	72	35	37	71	35	36	70	35	35	69	35	34	68	35	33	67	35	32	66	35	31	65
		143	65	78	139	65	74	137	65	72	135	65	70	133	65	68	131	65	66	129	65	64	127	65	62	125	65	60	123	65	58	121
高井田	G	44	23	21	43	23	20	42	23	19	41	23	18	40	23	17	39	23	16	38	23	15	37	23	14	36	23	13	35	23	12	34
		38	45	-7	37	45	-8	36	45	-9	35	45	-9	34	45	-9	33	45	-9	32	45	-9	31	45	-9	30	45	-9	29	45	-9	28
小阪		79	57	22	78	57	21	76	57	19	75	57	18	74	57	17	73	57	16	72	57	15	71	57	14	70	57	13	69	57	12	68
		43	22	21	42	22	20	41	22	19	40	22	19	39	22	18	38	22	17	37	22	16	36	22	15	35	22	14	34	22	13	33
長瀬		11	66	-55	11	66	-55	11	66	-55	11	66	-55	11	66	-55	11	66	-55	11	66	-55	11	66	-55	11	66	-55	11	66	-55	11
		25	150	-125	24	150	-126	24	150	-126	24	150	-126	24	150	-126	24	150	-126	24	150	-126	24	150	-126	24	150	-126	24	150	-126	24
弥刀		44	23	21	43	23	20	42	23	19	41	23	18	40	23	17	39	23	16	38	23	15	37	23	14	36	23	13	35	23	12	34
		38	45	-7	37	45	-8	36	45	-9	35	45	-9	34	45	-9	33	45	-9	32	45	-9	31	45	-9	30	45	-9	29	45	-9	28
柏田		79	57	22	78	57	21	76	57	19	75	57	18	74	57	17	73	57	16	72	57	15	71	57	14	70	57	13	69	57	12	68
		43	22	21	42	22	20	41	22	19	40	22	19	39	22	18	38	22	17	37	22	16	36	22	15	35	22	14	34	22	13	33
合計		1,887	1,887	1,872	1,872	15	15	1,840	1,840	1,872	1,872	-32	-32	1,812	1,812	1,872	1,872	-60	-60	1,785	1,785	1,872	1,872	-87	-87	1,756	1,756	1,872	1,872	-116	-116	

地域子育て支援拠点事業

中学校区	A	平成27年						平成28年						平成29年						平成30年						平成31年						
		需要量		供給量		見込み量		需要量		供給量		見込み量		需要量		供給量		見込み量		需要量		供給量		見込み量		需要量		供給量		見込み量		
		リージョン	支援センター	集いの広場	総計			リージョン	支援センター	集いの広場	総計			リージョン	支援センター	集いの広場	総計			リージョン	支援センター	集いの広場	総計			リージョン	支援センター	集いの広場	総計			リージョン
石切		3,896		2807			3798		2807			3754		2807			3710		2807			3665			2807		2807			4813	1235	
孔倉街		2,537	6433	0	4813	1620	2469	6267	0	2006	4813	1454	2440	6194	0	2006	2412	6123	0	2006	2383	6048	0	2006	4813	1235						
縄手		1,536		335			1501		335			1486		335			1465		335			1453			335		335					
枚岡		3,478					3394					3354					3315					3275					3275					
縄手北	B	2,132	13529	21581	旭町	21916	-8387	13195	21581	旭町	21916	-8721	2060	13043	21581	旭町	21916	-8873	12889	21581	旭町	21916	-9027	12738	21581	旭町	21916	-9178				
池島		1,179					2084					1134					1120					1107					1107					
縄手南		5,204					5070					5010					4952					4892					4892					
盾津	C	8,051	12946	9243	鴻池	13258	-312	12622	9243	鴻池	13258	-636	7763	12475	9243	鴻池	13258	-783	12331	9243	鴻池	13258	-927	12181	9243	鴻池	13258	-1077				
盾津東		4,895					4768					2934					2934					2934					2934					
玉川		4,543					6254					6254					6254					6254					6254					
英田	D	4,490	14150	9376	荒本	15630	-1480	13794	9376	荒本	15630	-1836	4377	13633	9376	荒本	15630	-1997	13475	9376	荒本	15630	-2155	13312	9376	荒本	15630	-2318				
花園		2,434					4429					4326					4327					4274					4274					
若江		2,683					2373					2345					2318					2290					2290					
楠根	E	3,025	3025			1213	1213	1812	2954			1213	1213	1741	2920	2920						1213	1213	1673	2851		1213	1213	1638			
長栄		3,672					335					335					335					335					335					
新喜多		2,941					6319					6319					6319					6319					6319					
俊徳	F	1,256	18277			13684	4593	17817				13684	4133	17609			13684	3925	17406			13684	3722	17194			13684	3510				
意岐部		4,102					1224					1210					1196					1182					1182					
高井田		3,492					3998					3952					3906					3858					3858					
小阪		2,815					823					823					823					823					823					
金岡		1,012					3404					3364					3325					3285					3285					
太平寺		1,727					6207					6207					6207					6207					6207					
上小阪	G	2,858	8873	8734	長瀬	14253	-5380	8638	8734	長瀬	14253	-5615	2744	8537	8734	長瀬	14253	-5716	8439	8734	長瀬	14253	-5814	8336	8734	長瀬	14253	-5917				
長瀬		1,489					2785					2753					2721					2688					2688					
弥刀		1,310					1449					1432					1416					1398					1398					
柏田		476					294					294					294					294					294					
合計		77232	77232	48934		35833	84767	-7535	75288	75288	48934	35833	84767	-9479	74412	74412	48934	35833	84767	-10355	73548	73548	48934	35833	84767	-11219	72660	72660	48934	35833	84767	-12107

リージョン合計 8025

リージョン合計 7329

リージョン合計 7013

リージョン合計 6704

リージョン合計 6383

		平成31年度													
		需要量				供給量						見込み量			
中学校区		需要量	人数	リージョン	リージョン (人数)	供給量	人数	リージョン	リージョン (人数)	公立施設数	私立施設数	見込み量	人数	リージョン	人数
石切	A	2594	27	4343	45	714	7	1599	17	1	1	1880	20	2744	29
孔舎街		1749	18			885	9			1		864	9		
細手	B	970	10	6192	65	0	0	8883	93			970	10	-2691	-28
枚岡		2136	22			1124	12			1		1012	11		
細手北		792	8			3246	34			1	1	-2454	-26		
池島		1479	15			345	4			1	1	1134	12		
細手南		815	8			4168	43			2	1	-3354	-35		
盾津	C	5577	58	10083	105	425	4	1191	12	1	1	5152	54	8892	93
盾津東		4505	47			766	8			1		3739	39		
玉川	D	1628	17	9463	99	584	6	3919	41	1		1044	11	5544	58
英田		2321	24			2981	31			1	1	-660	-7		
花園		2231	23			229	2			1	1	2002	21		
若江		3283	34			125	1			1		3158	33		
楠根	E	2212	23	2212	23	0	0	0	0		2	2212	23	2212	23
長栄	F	3196	33	10040	105	0	0	2120	22		2	3196	33	7920	82
新喜多		2124	22			1032	11				3	1092	11		
俊徳		388	4			0	0				1	388	4		
意岐部		1222	13			439	5			1		783	8		
高井田		1221	13			159	2			1	2	1062	11		
小阪		1889	20			490	5			1	1	1399	15		
金岡	G	319	3	6072	63	0	0	3268	34		2	319	3	2804	29
太平寺		1270	13			0	0				1	1270	13		
上小阪		1601	17			2659	28			1	1	-1058	-11		
長瀬		704	7			0	0					704	7		
弥刀		1609	17			265	3			1		1344	14		
柏田		568	6			344	4			1		224	2		
合計		48404	504	48404	504	20980	219	20980	219	19	22	27424	286	27424	286

東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)

資料3
第7回子ども・子育て

※基準の分類

・「従うべき基準」＝国の基準　・「参酌すべき基準」＝「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定。

(総則)

項目	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(仮称)(国の基準)	東大阪市の方針・考え方	分類
最低基準の目的	法第三十四条の八第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものである。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
最低基準の向上	市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
最低基準と放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
放課後児童健全育成事業者の一般原則	放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。 (独自基準)暴力団の排除 子どもの安全で安心な保育を確保するため、放課後児童健全育成事業者から暴力団を排除	参酌すべき 基準

(職員及び設備に関する基準)

<p>放課後児童健全育成事業者と非常災害対策</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、第一項については適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件</p>	<p>放課後児童健全育成事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>職員の知識及び技能の向上等</p>	<p>放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>設備の基準</p>	<p>放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一.六五平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>

職員	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一 保育士の資格を有する者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学が認められた者若しくは通常の過程による十二年の学校教育を修了した者（通常の過程以外の過程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下この項において「高等学校卒業等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの。</p> <p>4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>従うべき基準 （4のみ参酌すべき基準）</p>
児童を平等に取り扱う原則	<p>放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
虐待等の禁止	<p>放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>

衛生管理等	<p>放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
-------	--	---	----------------

(運営に関する基準)

運営規定	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 開所している日及び時間</p> <p>四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>五 利用定員</p> <p>六 事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	<p>放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
秘密保持等	<p>放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>

<p>苦情への対応</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>開設時間及び日数</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する時間を定める。</p> <p>一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間</p> <p>二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、一年につき二百五十日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する日数を定める。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>保護者との連絡</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>関係機関との連携</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>

<p>事故発生時の対応</p>	<p>放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
<p>施行期日</p>	<p>この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	
<p>職員の経過措置</p>	<p>この省令の施行の際限に放課後児童健全育成事業所における業務に従事している放課後児童支援員に相当する者は、第十条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、引き続き当該放課後児童健全育成事業所において、当該業務に従事することができる。 2 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に事業を開始した放課後児童健全育成事業所については、第四条柱書き中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	